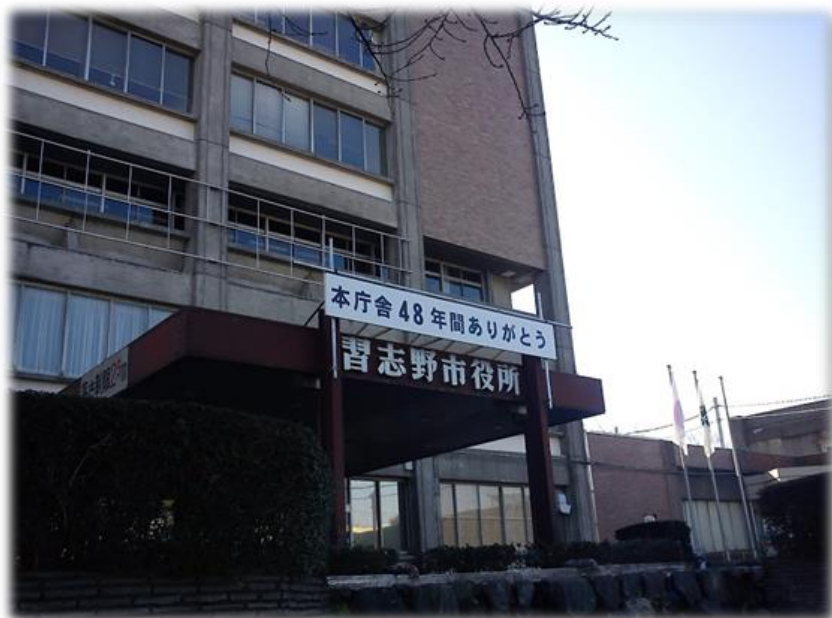


平成26年度 第1回 習志野市公共施設再生推進審議会

習志野市が取り組む公共施設老朽化対策

習志野市公共施設再生計画

～公共施設マネジメント白書(実態把握)から
公共施設再生計画(出口戦略)へ～



平成26年11月18日(火)

習志野市資産管理室

はじめに。

習志野市の紹介

習志野市の沿革

- 習志野市は昭和29年8月1日、人口30,204人、面積17.66km²を有する、県下16番目に市制施行した都市として誕生しました。
- 昭和40～50年代にかけて、高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、JR総武線の複々線化や、2度にわたる公有水面の埋め立てにより、市域が拡大し、住宅団地開発や、学校施設、幼稚園・保育所、公民館等、公共施設の整備、教育及び文化の振興、住環境の保全に力を注ぎ、昭和45年まちづくりの理念として、「**文教住宅都市憲章**」を制定し、市民生活を最優先としたまちづくりを推進しています。



習志野市の概要

- 習志野市は東西に9km、南北に6km、市域面積 20.99km² であり、人口約16万人 とコンパクトに纏まった市です。
- この中に市街化調整区域(2.4km²)と、臨海部には工業地域があります。
- 習志野市は、千葉県の北西部に位置し東京都心から約30km圏、鉄道による所要時間は約30分程度と利便性に優れています。
- 周囲は千葉市、船橋市、八千代市と接し、前面の東京湾(海岸)は京葉港の一部となっています。
- **平成24年度普通会計決算**
 - 歳入決算額:512億2千万円、歳出決算額:483億4千万円
 - 財政力指数:0.879、自主財源比率:63.5%
 - 経常収支比率:90.3%、実質公債費比率:8.8%

習志野市の概要（その2）

全都市ランキングより【全国789市＋東京区部：790団体】

■ 住みよさ:総合 93位

- 利便性 7位、快適性 31位、富裕度 79位

■ 財政健全度:総合81位

- 財政力 82位、財政基盤 50位

✚ 人口は、人口増加率が1.6%で86位、年少人口増加率が2.0%で91位

✚ 財政力は、財政力指数が117位、自主財源比率が58.9%で143位

✚ 経済力は、人口一人当たり大型店店舗面積が1.50m²で28位

✚ 生活基盤は、納税者一人当たり所得が360万7千円で61位

東洋経済 都市データパック 2013年版より

習志野市が進めてきた行財政改革

✚ 平成8年度に行政改革本部を設置

- 人件費の削減

- 事務事業の見直しによる削減

市単独事業、受益者負担の適正化、民間委託の推進。

✚ 3つの数値目標を設定

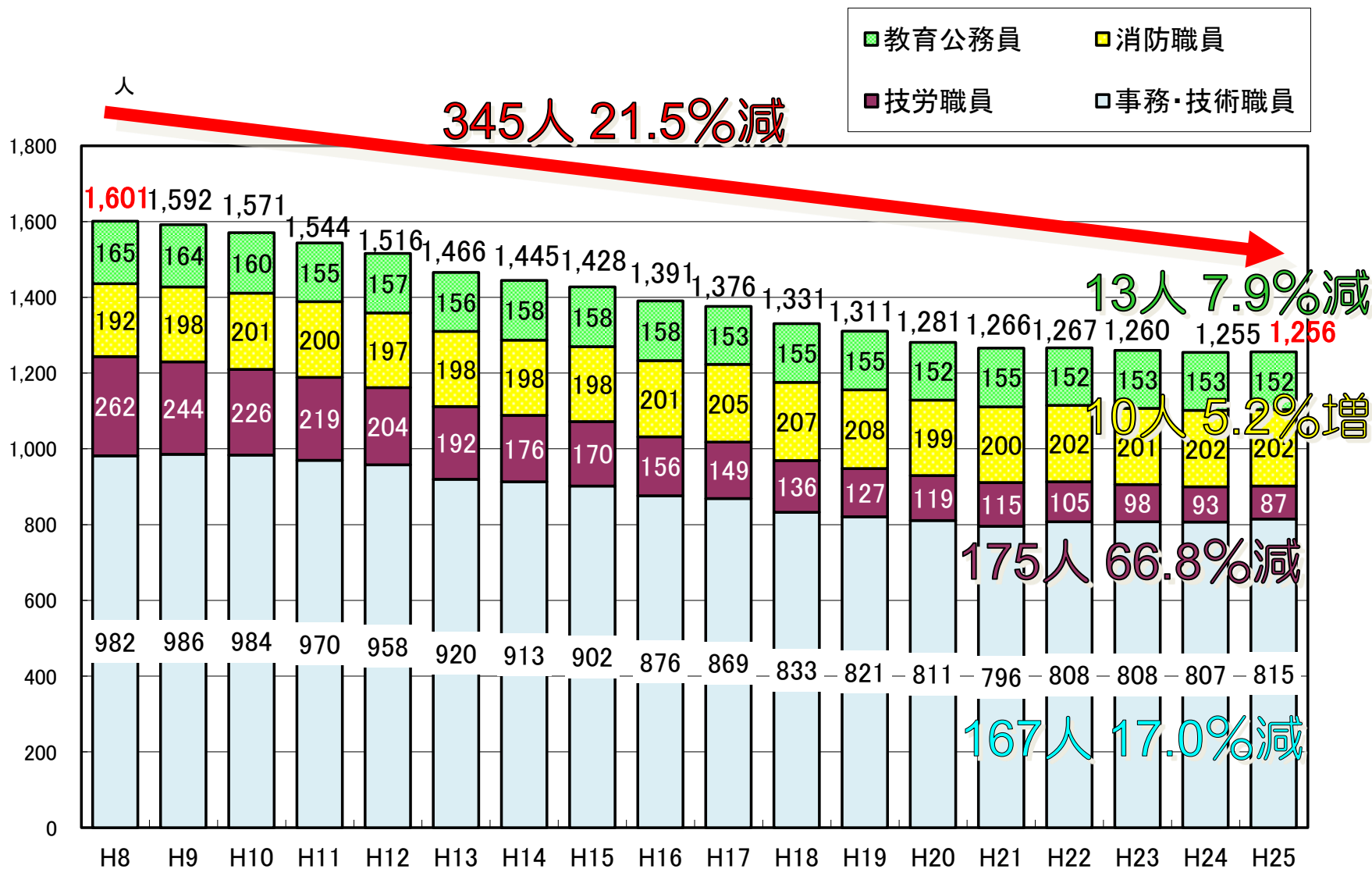
- 職員数の削減

- 債務の削減

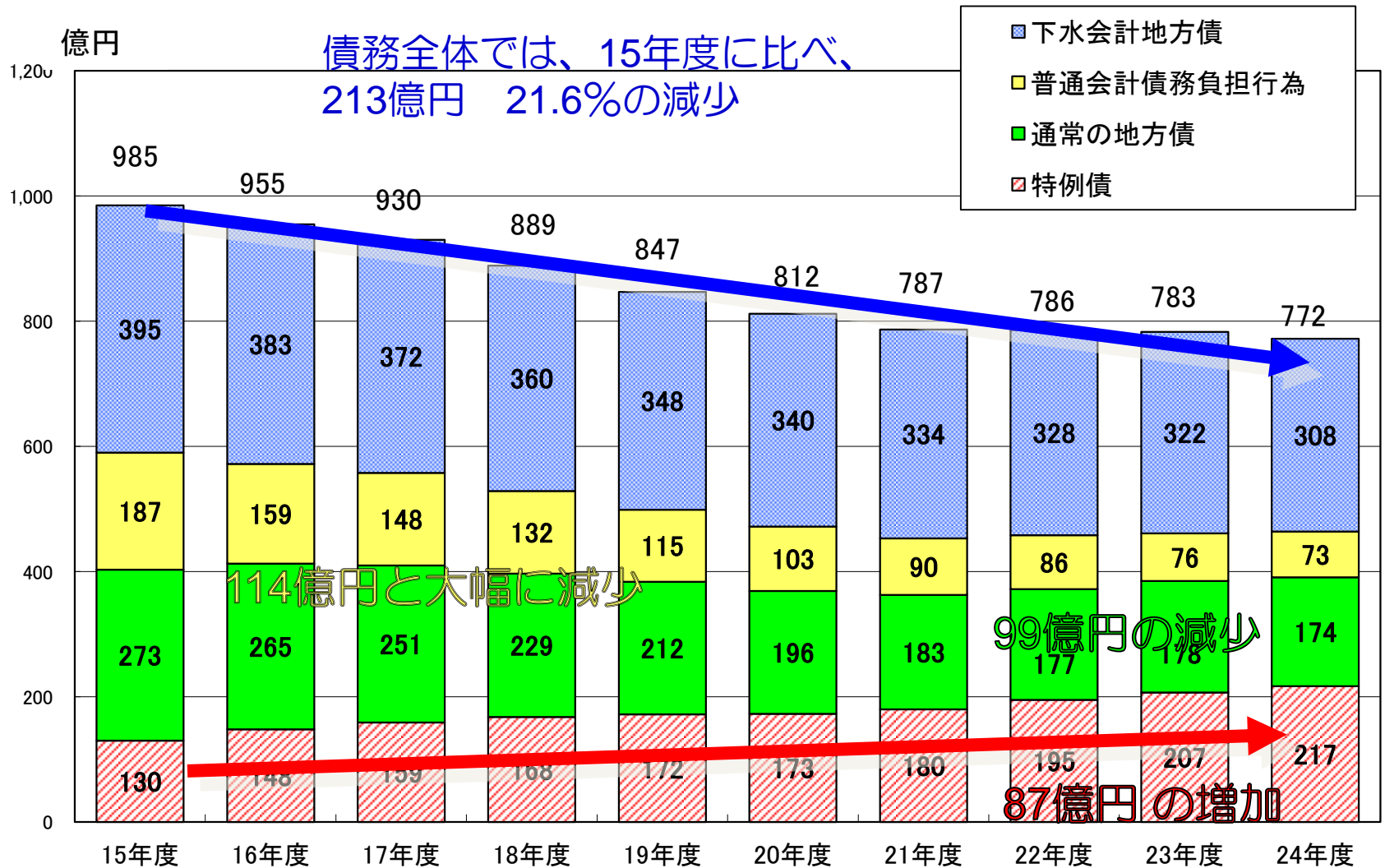
- 経常収支比率の改善

✚ 平成25年度まで17年間にわたり継続して取り組む

普通会計の職員数の推移 (各年4月現在)



債務残高の推移



【分析】なぜ、公共施設の老朽化が進んだのか？

～ 千葉県習志野市の場合 ～

- ❖ 習志野市では、行財政改革の数値目標として、債務の削減を掲げ、平成8年度から行財政改革を推進してきました。
- ❖ 債務残高は、新規債務を抑制し、過去の債務の償還を進めることで、削減することができます。
- ❖ 地方自治体では、投資的経費の財源として、地方債の発行が可能です。従って、投資的経費を抑制することで、債務残高は減少します。
- ❖ 投資的経費を抑制すると、老朽化した公共施設の建て替えや、大規模改修、維持保全工事が先送りされます。
- ❖ その結果、債務残高は、確実に減少しますが、公共施設の老朽化が進み、結果として、表面に現れてこない（隠れた）負債が増加してしまいます。
- ❖ 習志野市は、この状況に落ち込んでしまいました。

公共施設老朽化への対応経過

I. 公共施設マネジメント白書作成

平成17年度～平成20年度

1. 老朽化問題の顕在化から実態把握の実施

■ 平成15～16年度 《財政課》

- 庁内で公共施設老朽化問題がクローズアップ
- 庁内横断的に簡易的（試作）施設白書を作成

■ 平成17年度 《行政改革担当》

- 第3次行政改革大綱に基づく実施計画において「施設白書作成」及び「公共施設改善計画策定」を位置付け
- 集中改革プランへ移行
- ◆ 財政問題学習会の開催：財政健全化の必要性の説明を開始

■ 平成19年度 《財政課》

- 庁内横断的組織である「施設白書策定委員会」を設置
- 先進事例の研究を実施し、公共施設白書の取りまとめに着手。

■ 平成20年度 《経営改革推進室》

- 公共施設の実態を、網羅的に把握した「公共施設マネジメント白書」を完成。建物情報のみならず、利用情報、コスト情報までとりまとめ、わかりやすく見えるかしたことが全国で注目。
- ◆ 経営改革懇話会（第三者委員会）の意見を聴取
- ◆ 市民カレッジのカリキュラムに採用
- ◆ 出前講座のメニューに掲載：公共施設マネジメント白書を活用し、習志野市の現状を総論として説明

老朽化対策を検討するため
に、まずは、実態把握から

習志野市では、公共施設の老朽化問題に対応するために、まずはじめに、現状を把握する取組みとして、**「公共施設マネジメント白書」**を平成20年度に作成し、**「公共施設再生」**に向けた取組みに着手しました。

「公共施設再生」とは、老朽化が進む公共施設のうち、特に「施設系」のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置と効率的な管理運営を実現し、将来世代により良い公共施設を引き継ぎ、時代の変化に応じた、必要性の高い公共サービスの提供を持続可能なものにしていくことです。

※ 公共施設とは、インフラ系、プラント系を除いた施設系（建物）のこととします。

公共施設マネジメント白書
—施設の現状と運営状況の分析—



公共施設マネジメント白書
～ 実態把握の必要性 ～

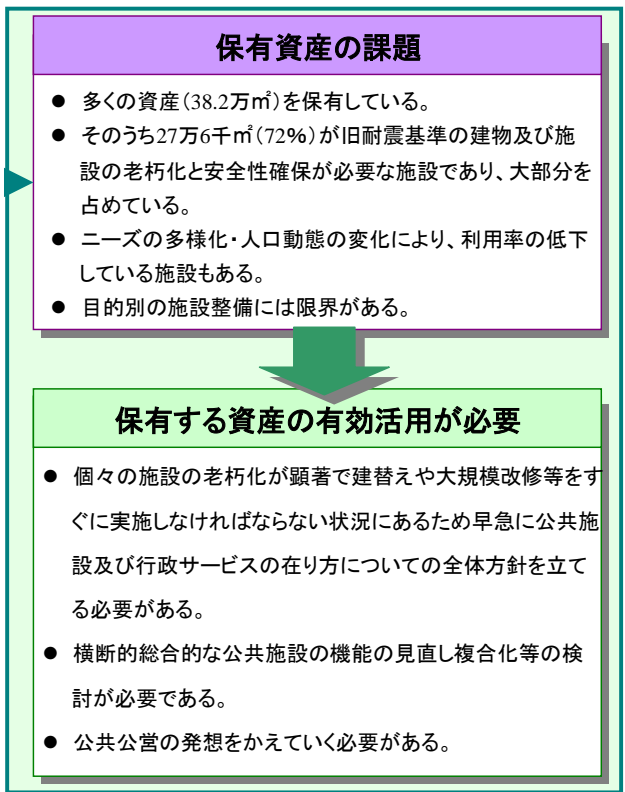
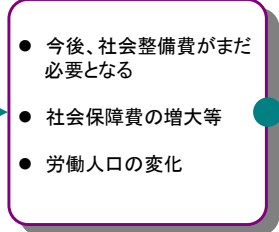
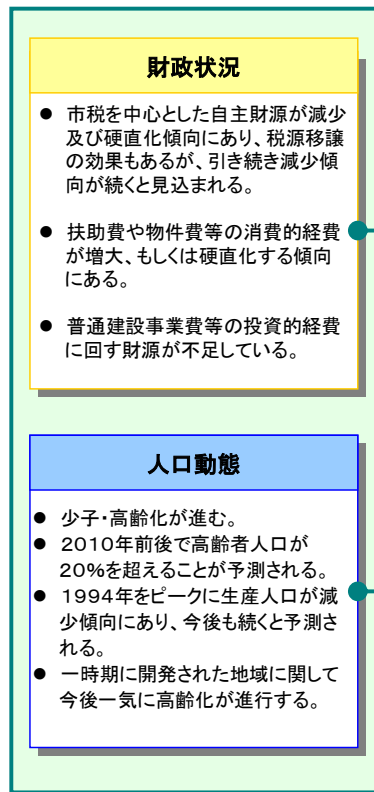
2009年(平成21年)3月
習志野市

資産の有効活用の 必要性

本市では、1960年代後半から市域の拡大や鉄道の開通に伴い人口が急増し、この20年間では人口構成が変化し、今後は、今まで働きに出ていた住民が、今後、高齢化し、日常地域内にとどまる等、行政サービスニーズが大きく変化すると考えられます。

また、公共施設の60%近くが老朽化しており、このままの規模を維持するには今後莫大なコストが必要となります。

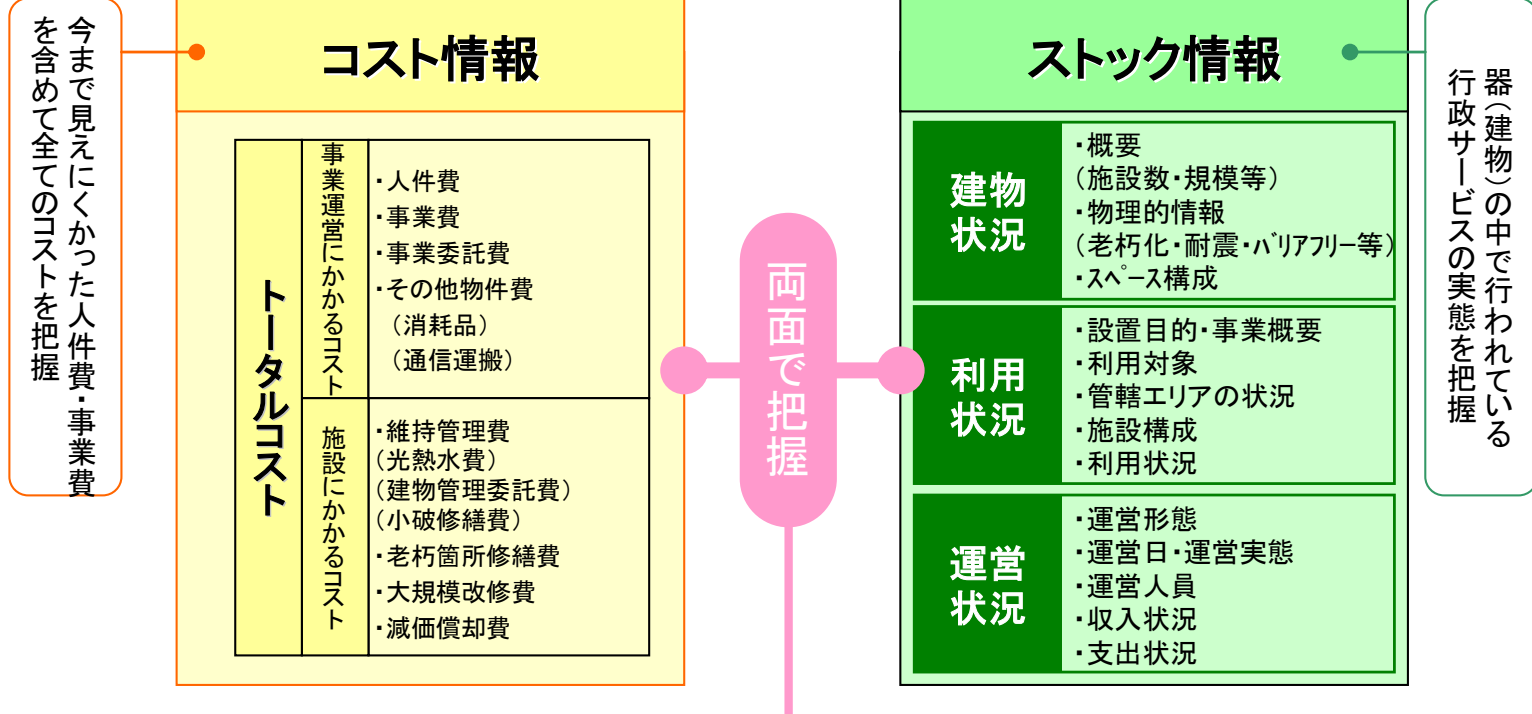
以上のことから、このままの行政サービスのやり方(規模、事業)で維持していけるのかを検討し、今後の行政サービスのあり方及び公共施設についての全体方針をつくる必要があります。そのために、行政サービス(コスト状況、ストック状況)の実態を開示し、総合的・横断的に課題を把握し、有効活用等の改善の方向性を検討していく必要があります。



↓
具体的には・・・

財産の有効活用に関する調整項目	① 使用形態・利用形態の見直し等による効率的利用	<ul style="list-style-type: none"> 各部門横断的利用 利用機能の見直し 他用途への転用 遊休施設の外部利用 	⑤ 建物のライフサイクルを通じた効率化等	<ul style="list-style-type: none"> 整備方針の見直し 優先度判定(建替・改修の判断) 事業方針等の判断 維持管理コスト削減
	② 保有形態の見直し等による効率化	(新規整備時・継続整備時) <ul style="list-style-type: none"> 自ら所有 賃借 	⑥ 集約化・合同化等による効率化	<ul style="list-style-type: none"> 施設の集約化・合同化 統廃合
	③ 運営面の効率化(業務改善)	<ul style="list-style-type: none"> 自ら運営 一部アウトソーシング 運営の外部化(指定管理者制度等) 	⑦ 情報化等による効率化	<ul style="list-style-type: none"> IT化による業務の変化 IT化による施設変化
	④ スペースの効率的利活用	<ul style="list-style-type: none"> スペースの有効活用 共用化・集約化 	⑧ 予算面	<ul style="list-style-type: none"> 重点投入すべき分野の明確化 評価結果の予算への反映

コスト情報とストック情報の把握



行政サービスにかかるコストと、行政サービスを行う財産(ストック)の両面から実態を把握し、施設の有効活用を行うことが求められる。

- 両面からの確な実態把握をすることで、以下に挙げる有効活用の目的達成のための分析・検討を行うことができる。
 - ① 同一コストで、より良いサービスの提供を行う
 - ② サービスの質を落とすことなく、費用削減を行う
 - ③ もう少し費用をかければ、より大きい便益(効果)を出せないか
 - ④ 事業効果をより公平・効率的に達成できないか
 - ⑤ 公共が自ら行うよりも、民間が行った方が良いサービスになるのではないか

Ⅱ. 白書から見えてきた 習志野市の現状と課題

習志野市の現状

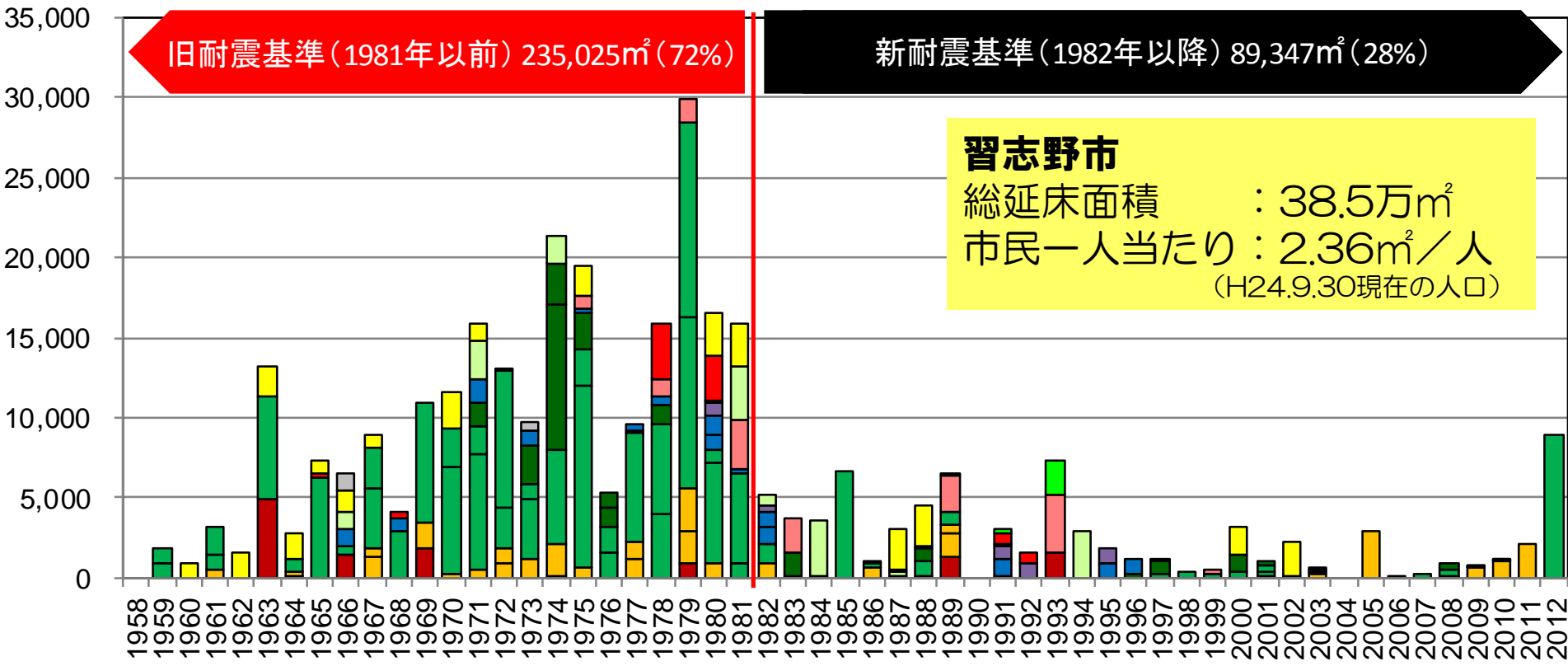
- 市庁舎
- 保育所
- 幼稚園
- こども園
- こどもセンター
- 児童会
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 教育施設等
- 青少年施設
- 生涯学習施設
- 公民館
- 図書館
- 市民会館
- 福祉・保健施設
- スポーツ施設
- 勤労会館
- 消防施設
- 公園
- 市営住宅
- その他

(㎡)

旧耐震基準 (1981年以前) 235,025㎡ (72%)

新耐震基準 (1982年以降) 89,347㎡ (28%)

習志野市
 総延床面積 : 38.5万㎡
 市民一人当たり : 2.36㎡/人
 (H24.9.30現在の人口)



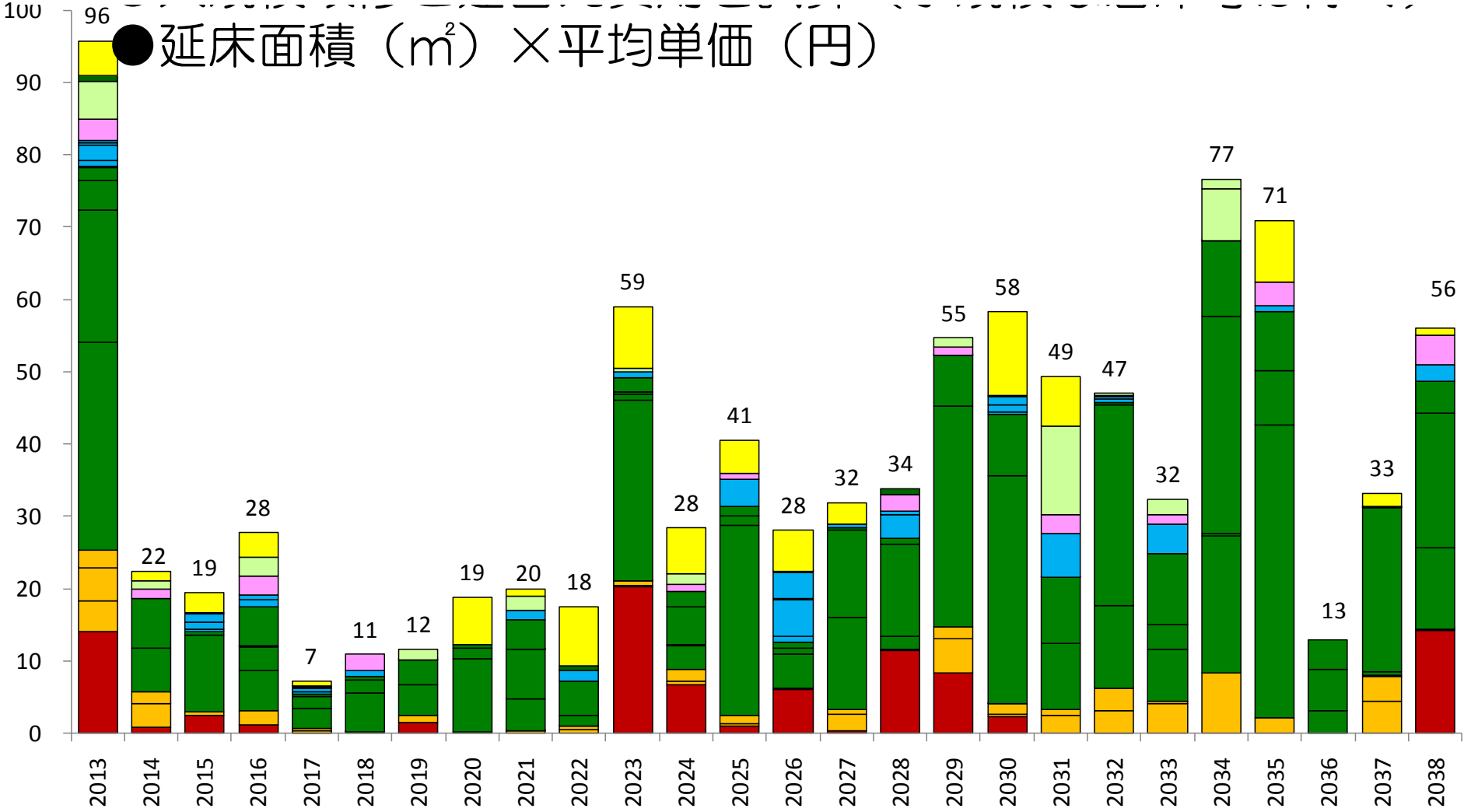
築30年～55年 250,989㎡ (77%)

築29年以下 73,383㎡ (23%)

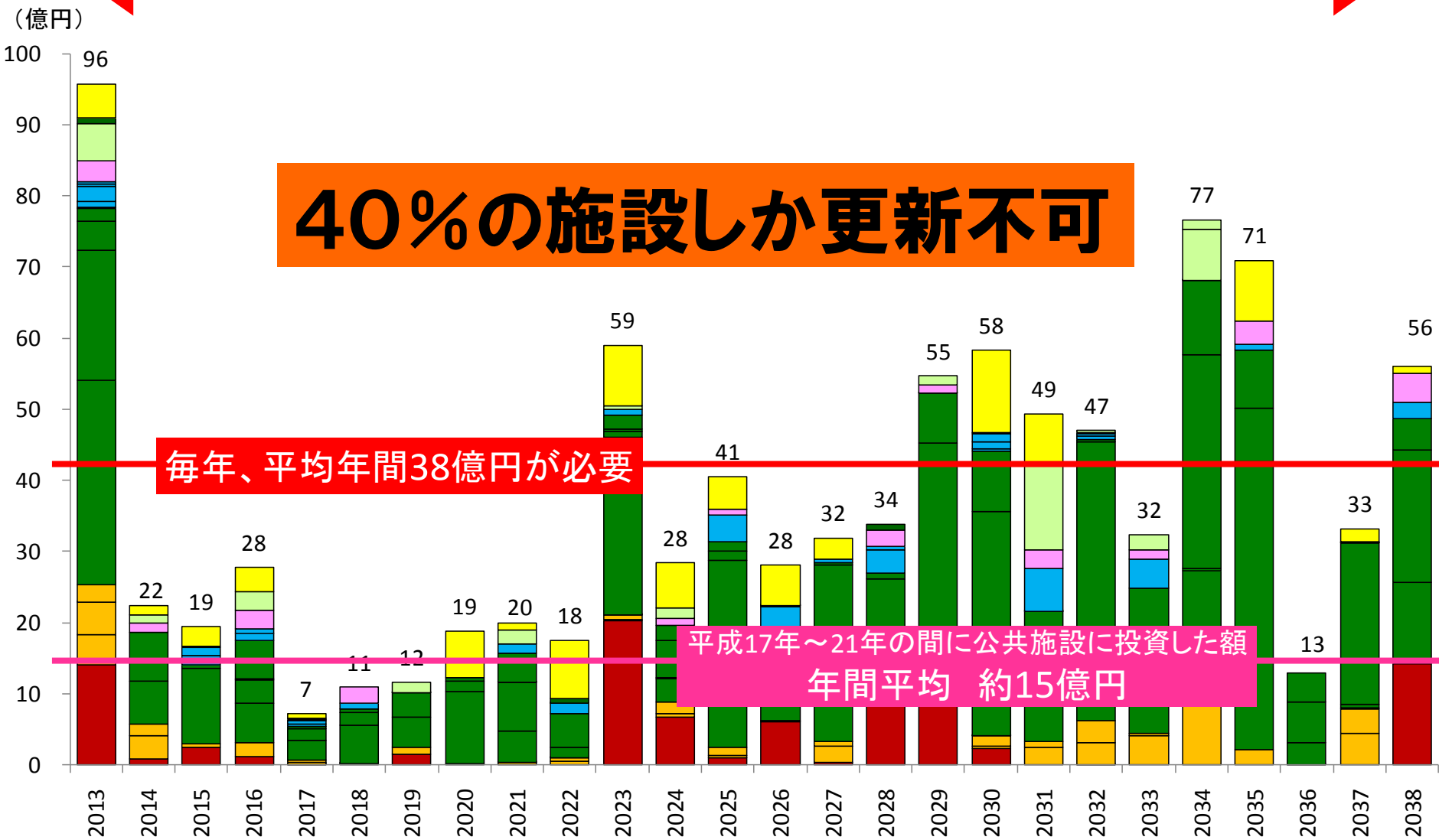
平成24年10月現在。対象外とは、クリーンセンター、リサイクルプラザ、自転車等駐車場等を指す。

試算の条件

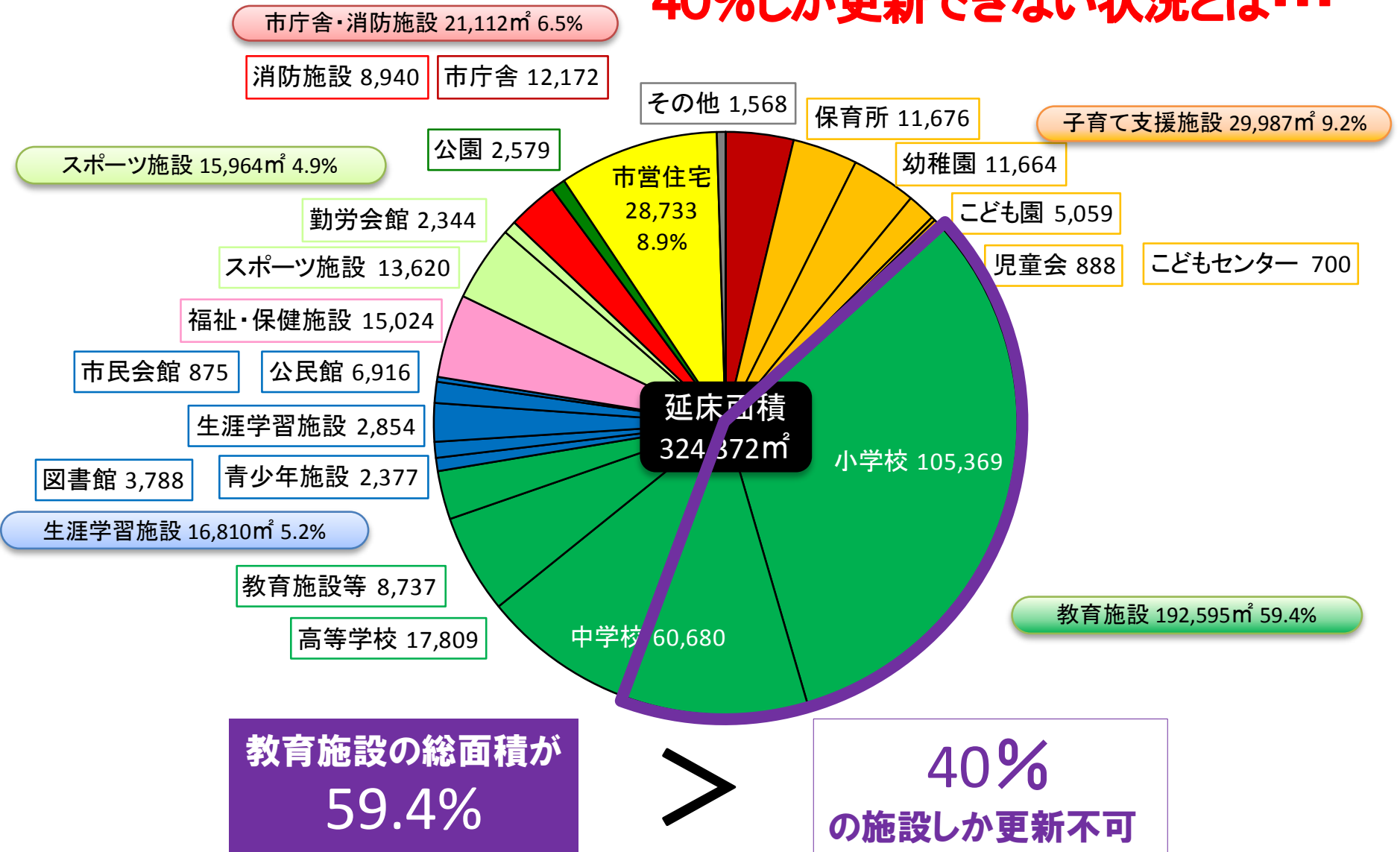
- 市庁舎・消防施設
- 保育所
- 幼稚園
- こども園
- 児童会
- こどもセンター
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 教育施設等
- 生涯学習施設
- 青少年施設
- 公民館
- 図書館
- 市民会館
- 福祉保健施設
- 勤労会館
- スポーツ施設
- 公園
- 市営住宅
- その他
- 前後期平均
- 通期平均



25年間で965億円が必要



40%しか更新できない状況とは・・・



Ⅲ. 実態把握を踏まえた 課題解決に向けた取組み

平成21年度～平成25年度

2. 実態把握に基づく現状分析から 対策案の検討へ

■ 平成21～22年度 《経営改革推進室》

- 白書から判明した老朽化の実態に対する、具体的な改善策の研究、検討のため、第三者機関「公共施設再生計画検討専門協議会」を設置。
- “3・11”により被災。
- 平成23年3月24日に専門協議会から提言書が提出される。
- ◆ マスコミ等で取り上げられるようになる。

■ 平成23年度 《経営改革推進室》

- 災害復旧・復興事業のため作業が中断。新庁舎建設計画及び仮庁舎移転作業へ。
- 市議会に「公共施設調査特別委員会」が設置される。
- ◆ シンポジウムを開催：老朽化問題を広く周知させる。
- ◆ まちづくり会議、市民カレッジ、出前講座で説明。
- 平成23年度は、新庁舎建設作業が始まり、公共施設再生計画の説明と併せて、新庁舎建設についても説明を開始する。

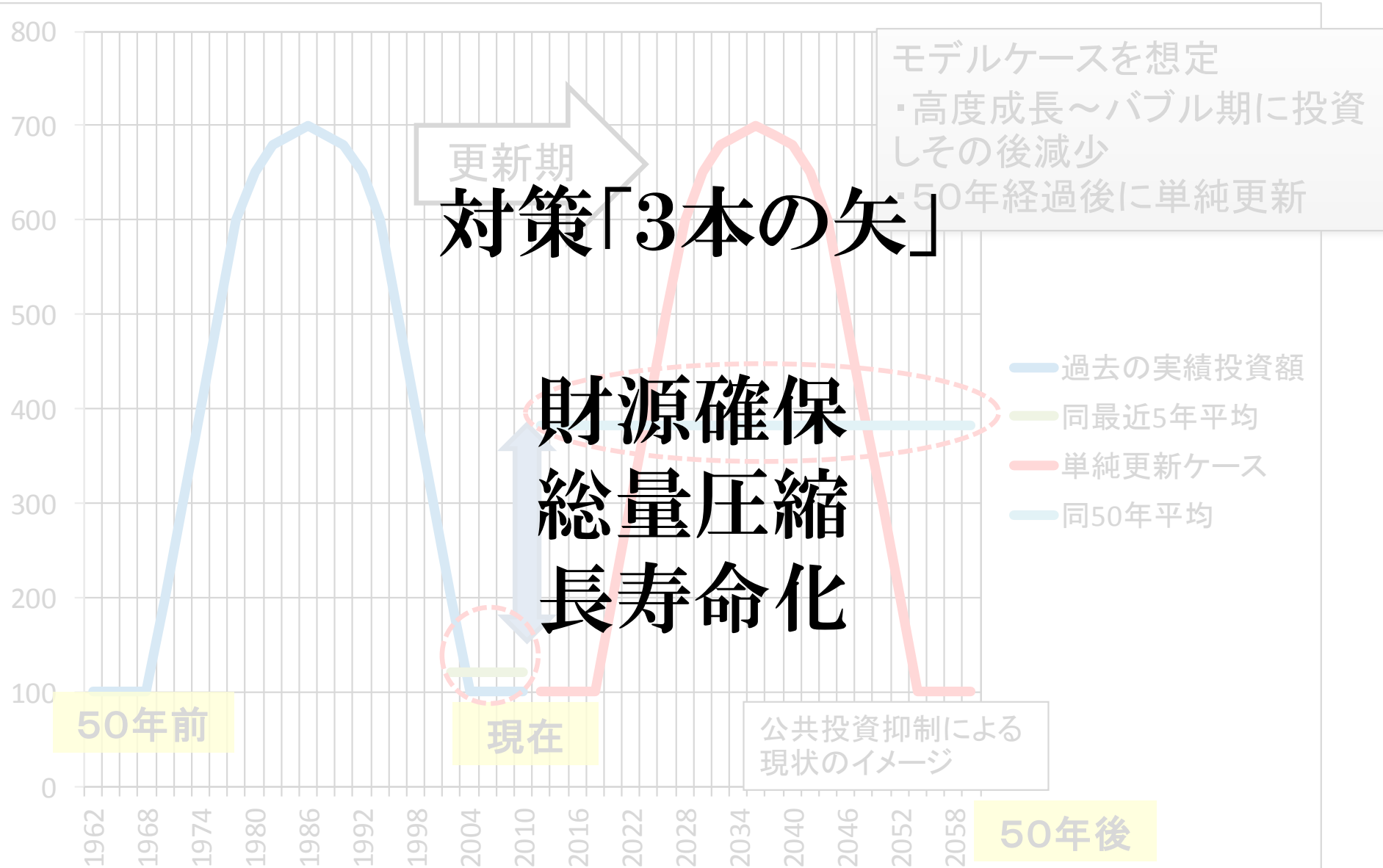
■ 平成24年度 《資産管理室:機構改革により新設》

- 遅れること1年、5月に「公共施設再生計画基本方針」を策定。
- ◆ パブリックコメントを実施
- ◆ 公民館等の利用団体に対して説明会・意見交換会を実施

実態把握の結果を分析し、 具体的な対策案の検討を

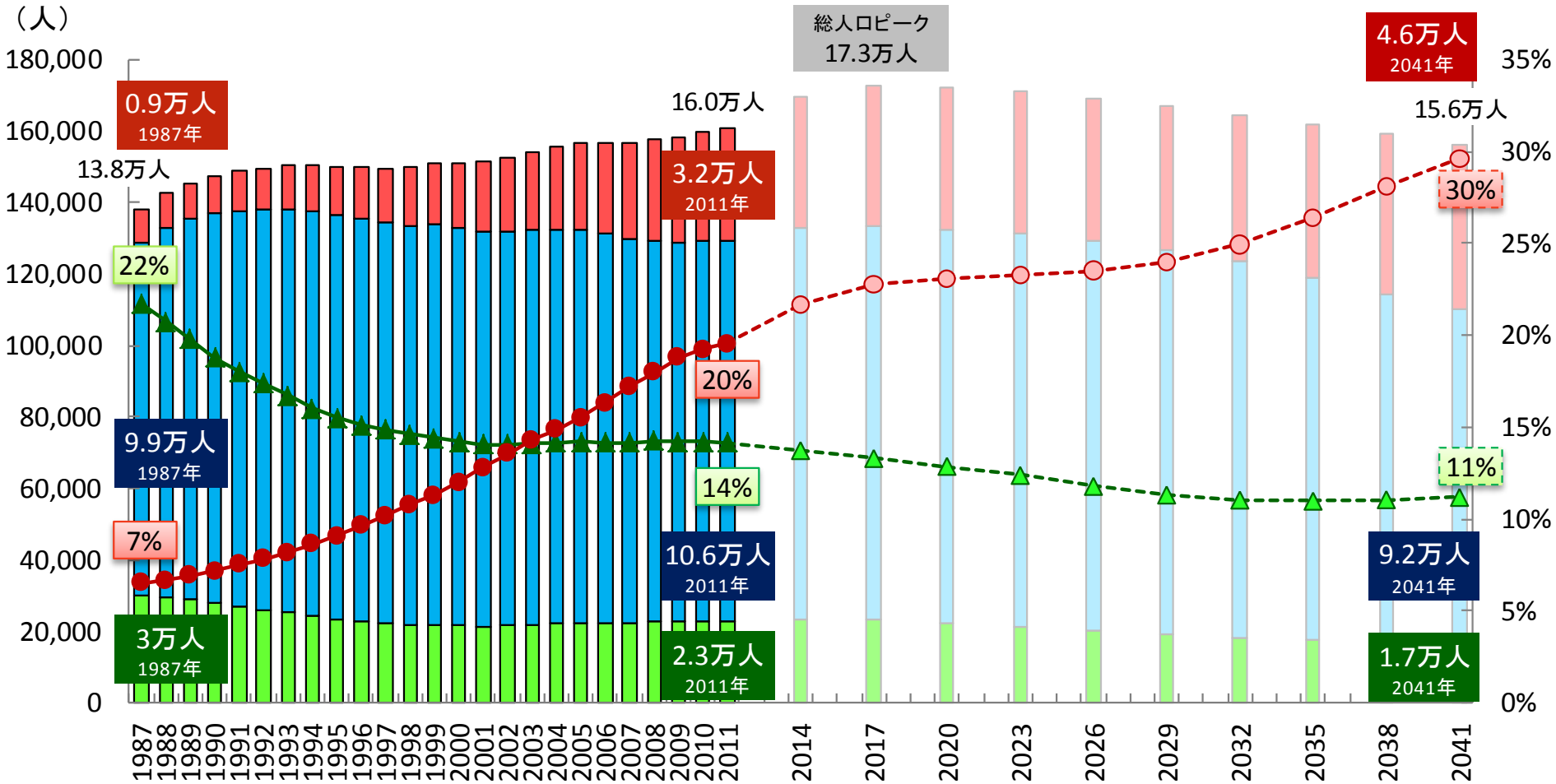
- ➡ 様々な課題を抱える公共施設の再生を進めるために、「公共施設再生計画検討専門協議会」を設置し、様々な角度から検討を行いました。
- ➡ その検討結果に基づき、将来世代により良い公共施設（資産）を引き継いでいくための考え方や方法についての「**提言**」をいただきました。
- ➡ この「**提言**」を基本として、平成24年5月に、公共施設再生に向けた市の**基本方針**を策定しました。

公共施設の更新サイクル



人口構成の変化

0～14歳 15～64歳 65歳以上 年少人口比率 高齢人口比率



習志野市の人口推計からは、
第1の矢である
財源確保としての
市税収入の増加を
見込むことは困難である。

公共施設再生計画基本方針

方針 1. 保有総量の圧縮

今後の人口推計、市民ニーズの変化、財政状況の予測を踏まえた中で、実現可能な公共施設の保有総量の圧縮を検討し実行する。

また、耐用年数を経過した建物や統廃合による建替えを除き、原則として新たな建物は建設しない。

ただし、建替えの際に、市民ニーズに併せて新たな機能を付加することや、義務的に必要となった建物は、必要最小限度の面積で建設することは可能。

方針 2. 施設重視から機能優先への転換と 多機能化・複合化の推進

「施設ありき」の考え方ではなく、施設の「機能」を重視し「機能」はできる限り維持しつつ、「施設」は削減していくという考え方を基本とする。

多機能化・複合化のための地域の拠点施設としては、規模の大きい学校施設を充てることを基本に検討を進める。

方針3. 総量圧縮に向けた優先順位の整理

社会環境の変化に応じた公共施設更新の優先順位付けを行いつつ、公共施設の保有総量の圧縮を推進する。

方針4. 計画的な維持保全による長寿命化

方針5. 環境負荷の低減への対応

方針6. 財源確保への取り組み

- ① 資産の有効活用の推進
- ② 利用者負担の適正化
- ③ 単価の削減努力（事業費の圧縮）
- ④ 減価償却費の考え方の導入及び、基金の創設と積立のルール化（将来への対応）

方針7. 公共施設の災害対策本部機能及び 避難所機能の強化

公共施設再生計画の進め方

(1) 推進体制の整備

財産管理、AM（アセット・マネジメント）、FM（ファシリティ・マネジメント）、施設営繕などに総合的・戦略的に取り組む組織として、資産管理室を設置する。

(2) 施設情報のデータ整備と一元化

全市的な観点から、公共施設の維持保全、施設管理を、限られた財源の中で、効率的、効果的に実行していくために、各所管課で分散して保全管理している施設データを一元的に収集・管理・分析する。

(3) PDCAサイクルの実施

公共施設再生を継続的に推進するために、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルによる事業管理を実施する。

(4) 財政計画との連動

公共施設再生計画の策定では、現有施設の維持管理・更新コストの把握に加え、将来の経費見込みを含めたLCC（ライフサイクルコスト）を詳細に試算し、その結果が市の財政に与える影響を踏まえて、施設マネジメントを実施する。

更に、下水道、道路・橋梁、清掃工場などのインフラ・プラント系の維持管理・更新等の経費も適切に試算・把握し、中長期的な財政計画に与える影響を踏まえた計画策定を行う。

(5) 情報公開による問題意識の共有化

習志野市の公共施設老朽化は、全国でも進んだ状況にあり、その再生に向けた取り組みは、時間との戦いでもあり、財政的な負担を考えても非常に困難な課題となっている。

従って、公共施設の実態に関する情報を積極的に開示し、市民、議会、行政が問題意識を共有しながら、様々な困難を乗り越えて進んで行く必要がある。

(6) 市民協働と公民連携の推進

公共施設再生計画の策定段階における積極的な市民参加、意見聴取や、事業計画立案における専門家の参画などについての取り組みを行うとともに、新たな施設運営が開始された後では、施設の用途や目的に応じて、地域で管理、運営を行う仕組みの検討、あるいは、指定管理者制度の導入など、民間活力の導入による管理、運営の実施を推進する。

また、公共施設の再生事業に対して、PFI、PPPなどの民間事業者の資金やノウハウを活用し、より効果的、効率的な事業執行を推進する。

(7) 公共交通システムとの連携

習志野市のコンパクトな市域という特性を有効的に活用しつつ施設を再編すると共に、公共施設間の移動手段として、公共交通システムとの連携を図ることにより、市民の移動手段の効率的な運用についても併せて検討する。

(8) モデル事業の取り組み

複合化・多機能化の効果及び、施設整備にあたっての民間ノウハウの活用の効果などについての検証並びに、その手法の有効性を確認するためにモデル事業を実施する。

(9) 公共施設マネジメント条例

公共施設再生の取り組みは、市民に様々な影響を及ぼすとともに、長期間にわたる取り組みとなることから、（仮称）公共施設マネジメント条例の制定を検討する。

※ 平成26年6月定例会において、公共施設再生基本条例が可決成立しました。

(10) 公共施設再生計画策定スケジュール

基本方針に基づく公共施設再生計画は、平成24年度に策定作業に着手し、平成26年度を初年度として策定が予定されている、次期基本構想・基本計画に位置づけられるように策定作業を進め、計画策定にあたっては、市民、利用者が参画できる仕組みを構築する。

※ 平成26年3月、公共施設再生計画を策定しました。

3. 公共施設再生計画基本方針を決定し、 公共施設再生計画の策定へ

対策案が固まったら、 具体的な実施計画を立案

■ 平成24年度 《資産管理室:機構改革により新設》

- 平成24年5月に「公共施設再生計画基本方針」を策定。
- 「公共施設再生計画」策定作業に着手。（平成26年3月完成）
- ◆ 公共施設再生計画の素案について、市民説明会・意見交換会を開催
- ◆ 公民館等の利用団体に対して説明会・意見交換会を実施
- 教育委員会と合同で、学校施設再生計画策定作業に着手。

■ 平成25度 《資産管理室》

- ◆ 特定地域再生事業補助金を活用し「地域再生・活性化委員会」を設置し、公共施設再生計画の作手に関する意見をいただく。
- ◆ 公共施設再生計画の素案について、第2回目の市民説明会・意見交換会を実施。
- ◆ 公共施設再生計画の第1期に実施するモデル事業である「大久保地区の公共施設再編・再生計画」について、利用者・関係者を中心とする説明会を実施。
- シンポジウム、無作為抽出による市民アンケートを実施する。
- 公共施設再生計画の最終案についてパブリックコメントを行う。
- 公共施設再生計画が平成26年度からスタートする長期計画の重点プロジェクトに位置づけられる。

■ 平成26年度予定 《資産管理室》

- 公共施設再生基本条例を制定。再生計画に基づく事業を実施するとともに、第三者機関によるPDCAサイクルを実行する。
- モデル事業として大久保地区公共施設再生事業に取り組む。
- 公共施設等総合管理計画の策定作業を進める。

出口戦略としての 公共施設再生計画

公共施設再生計画の目的

1. 時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供すること
2. 人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現すること
3. 将来世代に負担を先送りしないこと

公共施設再生計画は、本市の将来のまちづくりにとって大きな課題である公共施設の老朽化対策について、持続可能な行財政運営のもと、中長期の視点に立つ将来のまちづくりを展望する中で、様々な社会経済の環境変化に対応しつつ、施設の適正な機能の確保、配置及び効率的な管理運営を実現し、公共サービスが継続的に提供されることを目的としています。

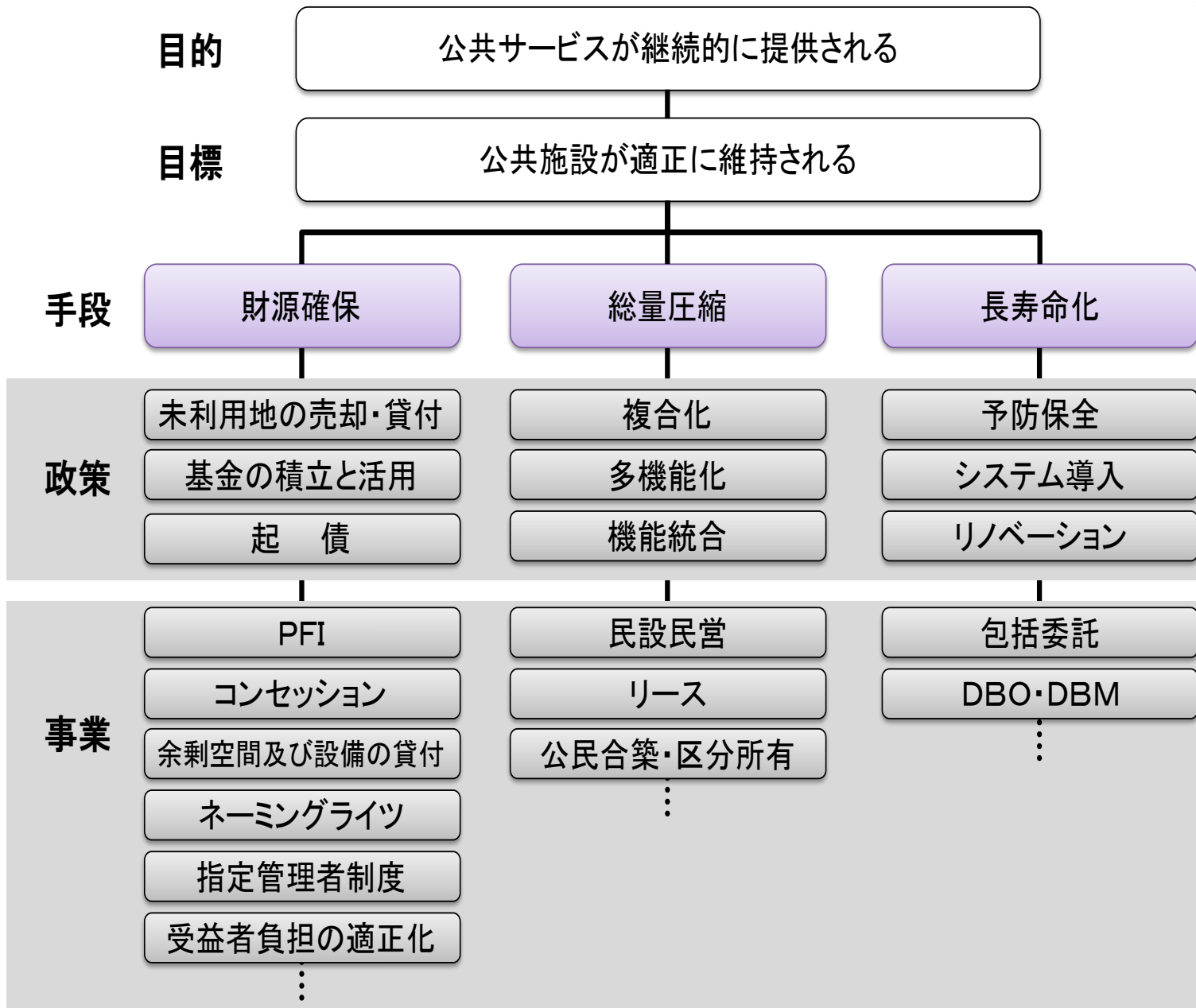
対象施設はインフラ、プラント系施設を除く123施設で、これらの施設を、今後、いつ頃、いくらで、どのように更新、統廃合等を実施する予定なのかを明示した行動計画です。

目的を達成するための目標

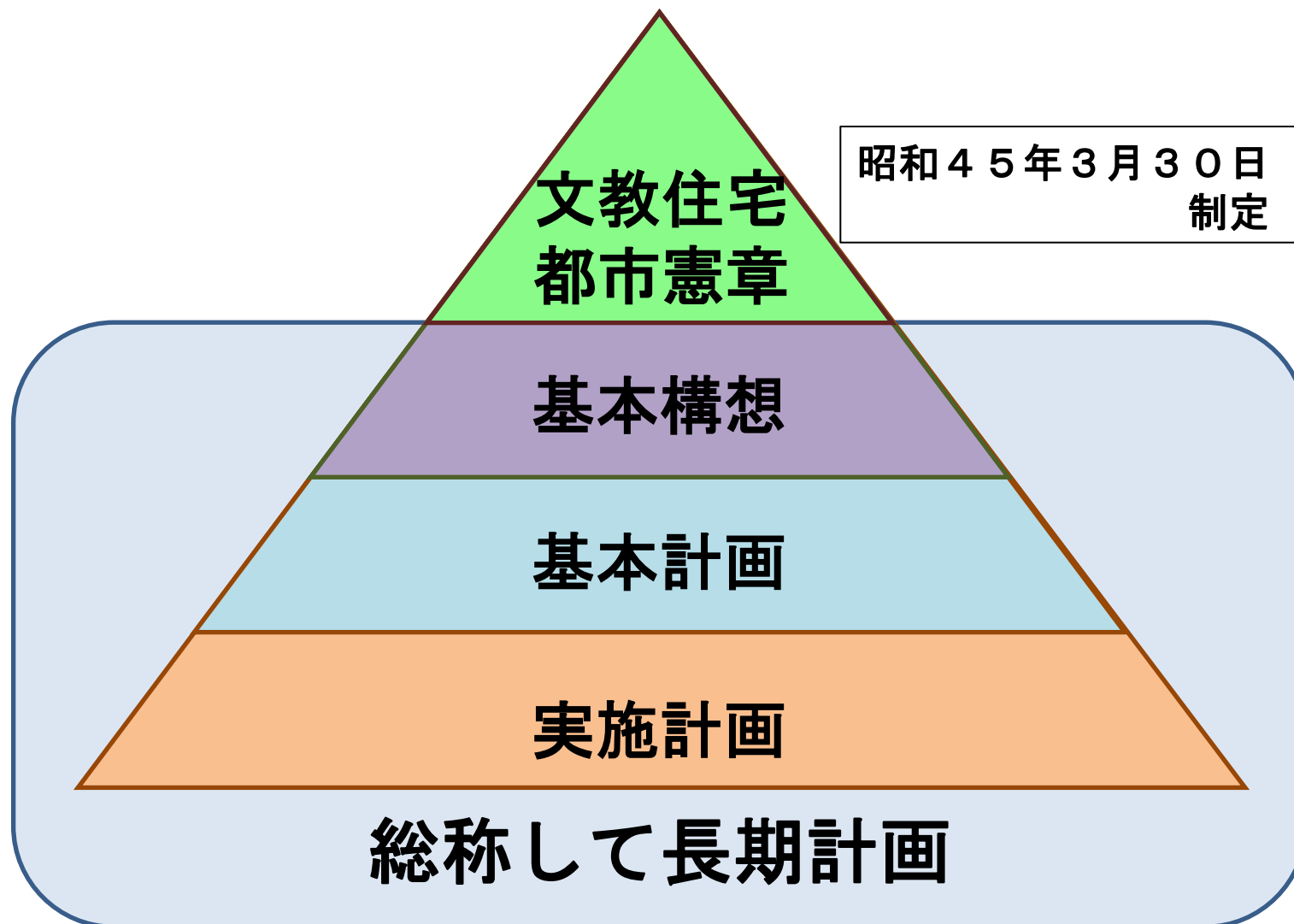
1. 公共施設が適正に維持されること。
2. 公共施設の延床面積を削減し、再生整備に必要な事業費を30%圧縮する。
※ 削減・圧縮率については、今後の公共施設再生計画の計画期間内の環境変化に応じて、適宜見直しを行っていきます。
3. ファシリティ・マネジメントを導入し、公共施設について事後保全から予防保全に転換し、長寿命化を図りライフサイクルコストを低減する。

公共施設再生の取組は、公共施設の統廃合が目的ではありません。

その目的は、人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現し、将来世代に負担を先送りすることなく、時代の変化に適合した公共サービスを継続的に提供することであり、この目的を達成するために、サービスを提供するための「器」である公共施設を適正に維持していくことを目標としています。その方法として、財源確保、総量圧縮、長寿命化といった3つの手段が考えられます。



文教住宅憲章と長期計画の全体像



習志野市は、平成37年度までに

将来都市像：
未来のために
～みんながやさしさでつながるまち～習志野

を目指します。

この将来都市像を実現させるために

3つの目標：
「健康なまち」「快適なまち」「心豊かなまち」

を掲げます。

そして、この3つの目標を支える為に

自立的都市経営の推進 を図り、

この自立的都市経営の推進の中でも、特に

3つの重点プロジェクト：
「公共施設再生」「財政健全化」「協働型社会の構築」
に取り組みます。

計画期間

平成26(2014)年
から
平成31(2019)年

平成32(2020)年
から
平成37(2025)年

平成38(2026)年
から
平成50(2038)年

基本計画（市の総合的な計画）

前期

後期

公共施設再生計画

第1期

詳細な内容

第2期

見直しの可能性あり

第3期

検討の時期を明確化

公共施設再生計画は リスク対応型の 計画マネジメントを実現



先の天気が分かれば
事前の対応が可能です



公共施設再生計画の役割

1. 公共施設再生整備事業の見える化

公共施設再生に関する整備事業（以下、「再生整備事業」という。）について、整備方針、整備時期、概算事業費（財源内訳を含む）及び効果等を計画という形で「見える化（可視化）」することは、限られた財源の中で事業費の確保を実現し、財政フレームの作成に応じて、効果的、効率的な再生整備事業を推進するうえで有効です。

2. 限られた経営資源の有効活用

人口推計や施設の耐用年数などの中長期的な推移を踏まえて施設整備方針や計画を策定することで、短期的な視点による対応を回避でき、真に必要な対策を合理的な根拠、理由に基づいて、早期に打ち出すことが可能となり、結果として限りある財源等の経営資源を有効活用することができます。

3. 社会状況の変化への適切な対応

習志野市域全体の中で、将来の公共施設の役割や必要な機能等の変化を見通して、公共施設の再生整備事業に関する方針を策定し、計画的に事業化を進めることで、将来の市民ニーズの変化や社会状況の変化に適切に対応することが可能となります。

市内に一つまたは数施設あり、全市民が利用する機能あるいは全市民のために存在する施設。

全市利用施設は、これまでと同様に「エリア分散型」の考え方に沿って、配置していく。

全市利用施設

谷津・JR津田沼 駅勢圏



自然・文化

京成津田沼 駅勢圏



行政・危機管理

実籾駅勢圏



教育研究

新習志野駅勢圏



健康

(スポーツ・保健福祉)

京成大久保駅勢圏



生涯学習

コミュニティごとに配置され、施設が所在する地域の市民が、主に利用する施設。

小学校を地域の拠点施設とし、施設更新に伴い、複合化可能な地域利用施設は複合化する。

地域利用施設



機能別アプローチに基づく再生事業計画

建替... 建物を建て替える。リノベーションを含む。既存施設の機能について、原則的に複合化は行わない。
改修... 計画的な（築造後20年、35年、50年）大規模改修。小破修繕は含まない。
複合（化）... 2つ以上の機能を建替え等の際に、1つの建物に集約すること。
多機能... 1つの空間を利用時間等で分けて、異なる用途の機能として利用する。
小中併設... 小学校と中学校の一部機能を多機能利用する。
統合、機能統合... 建物と機能を集約する。
私立化... 施設を民間事業者の有償または無償譲渡し、機能を維持する。
地域移管... 施設の運営及び維持を、町会、地域の運営委員会、NPO等に任せ、機能を維持する。市費による費用負担は行わない。

年度	前期基本計画期間						後期基本計画期間							公共施設再生計画【第3期】											
	公共施設再生計画【第1期】						公共施設再生計画【第2期】							公共施設再生計画【第3期】											
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50
津田沼小																									
大久保小																									
谷津小																									
鷺沼小																									
実叡小																									
大久保東小																									
袖ヶ浦西小																									
袖ヶ浦東小																									
東習志野小																									
屋敷小																									
藤崎小																									
実花小																									

現地にて施設を更新

複合化等を行い、他所にて施設を更新

機能の継続先

複合化等を行い、現地にて施設を更新

小中学校の事例：学校施設再生計画と連動しています。

基本方針

コミュニティごとに配置されている小学校を地域の拠点施設とし、小学校の更新及び改修時に、複合化可能な地域利用施設を小学校に複合化します。

説明

学校施設複合化の4原則

- ① 学校利用を優先し、教育現場の安全を守る。
- ② 児童と一般の導線を区分する。
- ③ 施設の管理区分を明確化する。
- ④ 特別教室等共用する場合は、利用者委員会等を設置し、管理可能な状態とする。

要点

1. 建築後 30 年以上を経過する学校施設が、全教育施設総延床面積の 87%
2. 公共施設再生計画第 3 期計画期間中に、各学年 1 クラスになる小学校が 3 校になると予測。
3. 地域に開かれた学校を目指して、地域の拠点施設として学校施設を複合化する。
4. 学校に設ける地域拠点機能は、真に必要であり、実現可能な機能を検討する。

年度	前期基本計画期間						後期基本計画期間						公共施設再生計画【第3期】													
	公共施設再生計画【第1期】						公共施設再生計画【第2期】						公共施設再生計画【第3期】													
	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37	2026 H38	2027 H39	2028 H40	2029 H41	2030 H42	2031 H43	2032 H44	2033 H45	2034 H46	2035 H47	2036 H48	2037 H49	2038 H50	
津田沼小																										改修
大久保小						連否																				
谷津小						連否																				
鷺沼小																										
美郷小																										
大久保東小	改修																									連否
袖ヶ浦西小	改修																									小中併設(三中へ)・多機能(袖体) 袖ヶ浦小
袖ヶ浦東小						改修																				小中併設(三中へ)・多機能(袖体) 袖ヶ浦小
東習志野小	改修																									小中併設(四中)
屋敷小																										小中併設(六中)
福崎小																										連否
美花小																										
向山小						改修																				連否
秋津小																										小中併設(七中へ) 秋津香澄小
香澄小																										小中併設(七中へ) 秋津香澄小
谷津南小						改修																				改修
第一中						改修																				連否
第二中																										連否(体育館)
第三中																										複合(袖小)・多機能(袖体)
第四中						改修																				小中併設(東習志野小)
第五中																										改修
第六中						改修																				小中併設(屋敷小)
第七中																										小中併設(秋津香澄小)

地域別アプローチ：袖ヶ浦、秋津・茜浜、香澄・芝園の例

施設現況



全市利用施設

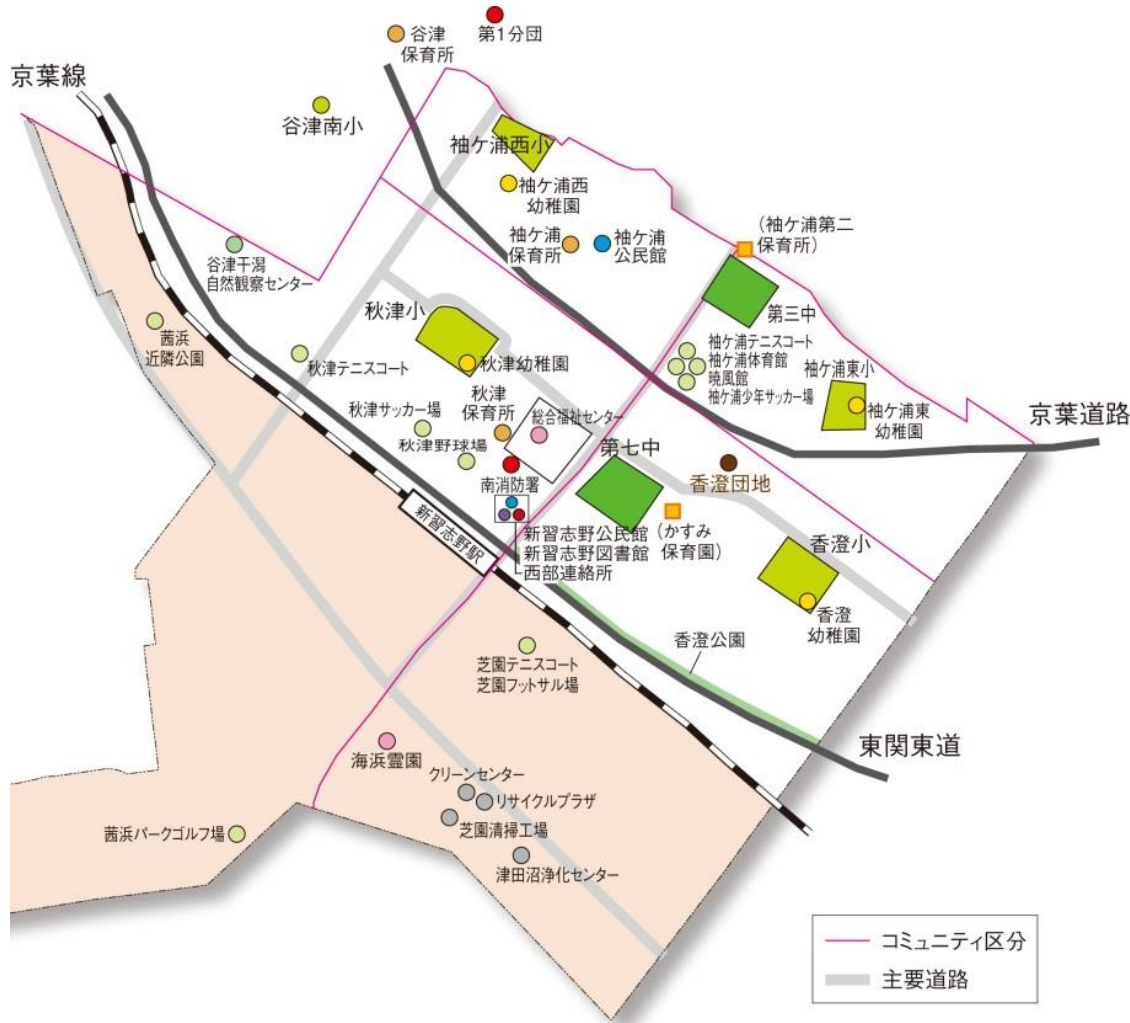
- 総合福祉センター
- 海浜霊園
- 秋津サッカー場
- 秋津野球場
- 秋津テニスコート
- 袖ヶ浦体育館、暁風館
- 香澄公園管理棟
- 谷津干潟自然観察センター
- 南消防署

地域利用施設

- 新習志野公民館、袖ヶ浦公民館
- 新習志野図書館
- 西部連絡所
- 秋津小、香澄小
- 袖ヶ浦東小、袖ヶ浦西小
- 第三中、第七中
- 秋津幼稚園、香澄幼稚園
- 袖ヶ浦西幼稚園、袖ヶ浦東幼稚園
- 秋津保育所、袖ヶ浦東保育所
- 秋津児童会、香澄児童会
- 袖ヶ浦西児童会、袖ヶ浦東児童会

袖ヶ浦、秋津・茜浜、香澄・芝園

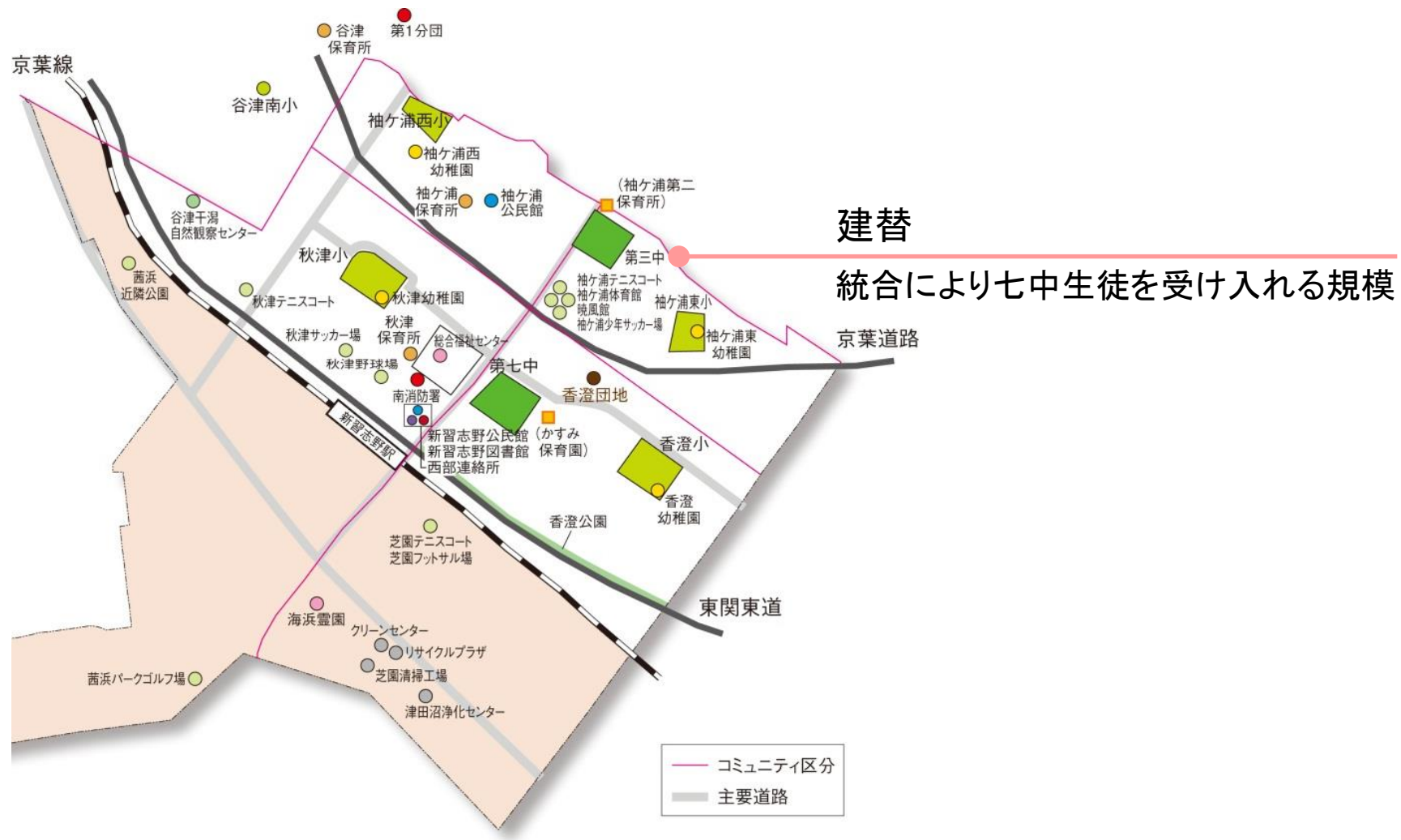
第1期 第2期 第3期



現状維持

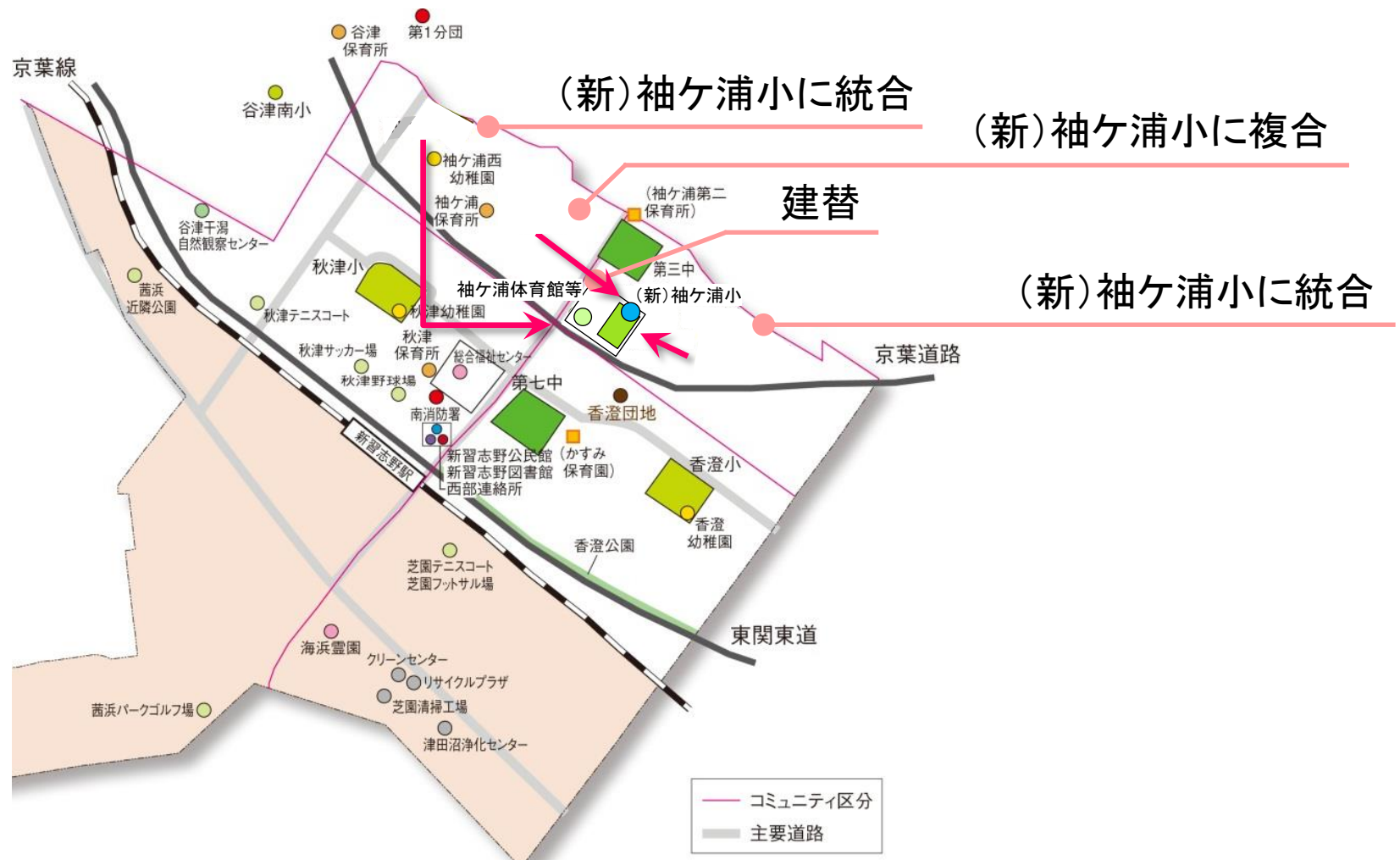
袖ヶ浦、秋津・茜浜、香澄・芝園

第1期 第2期 第3期



袖ヶ浦、秋津・茜浜、香澄・芝園

第1期 → 第2期 → **第3期** 第3期:袖ヶ浦東小、袖ヶ浦西小の統合



※(新)施設の名称は仮称

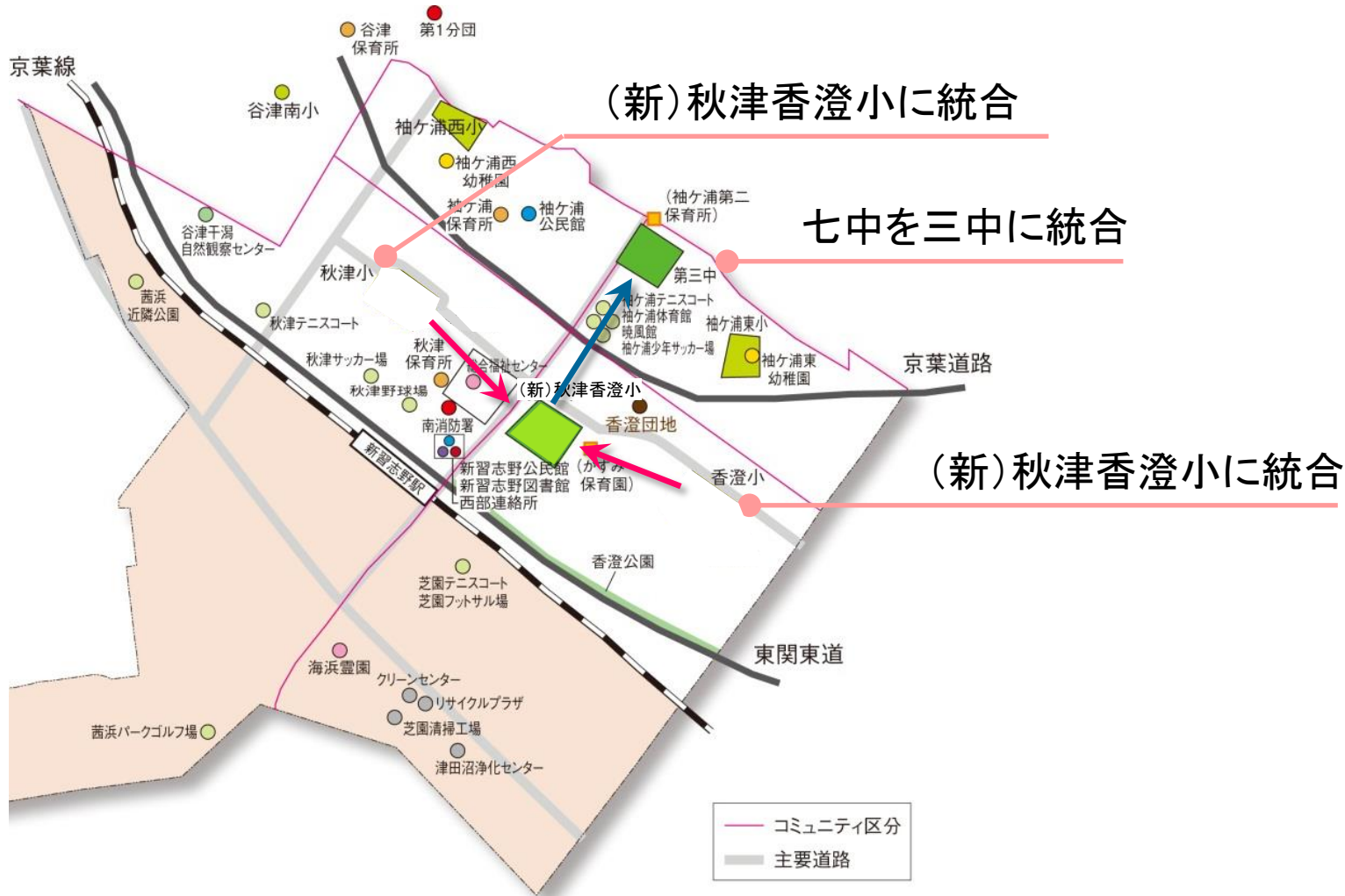
袖ヶ浦、秋津・茜浜、香澄・芝園

第1期

第2期

第3期

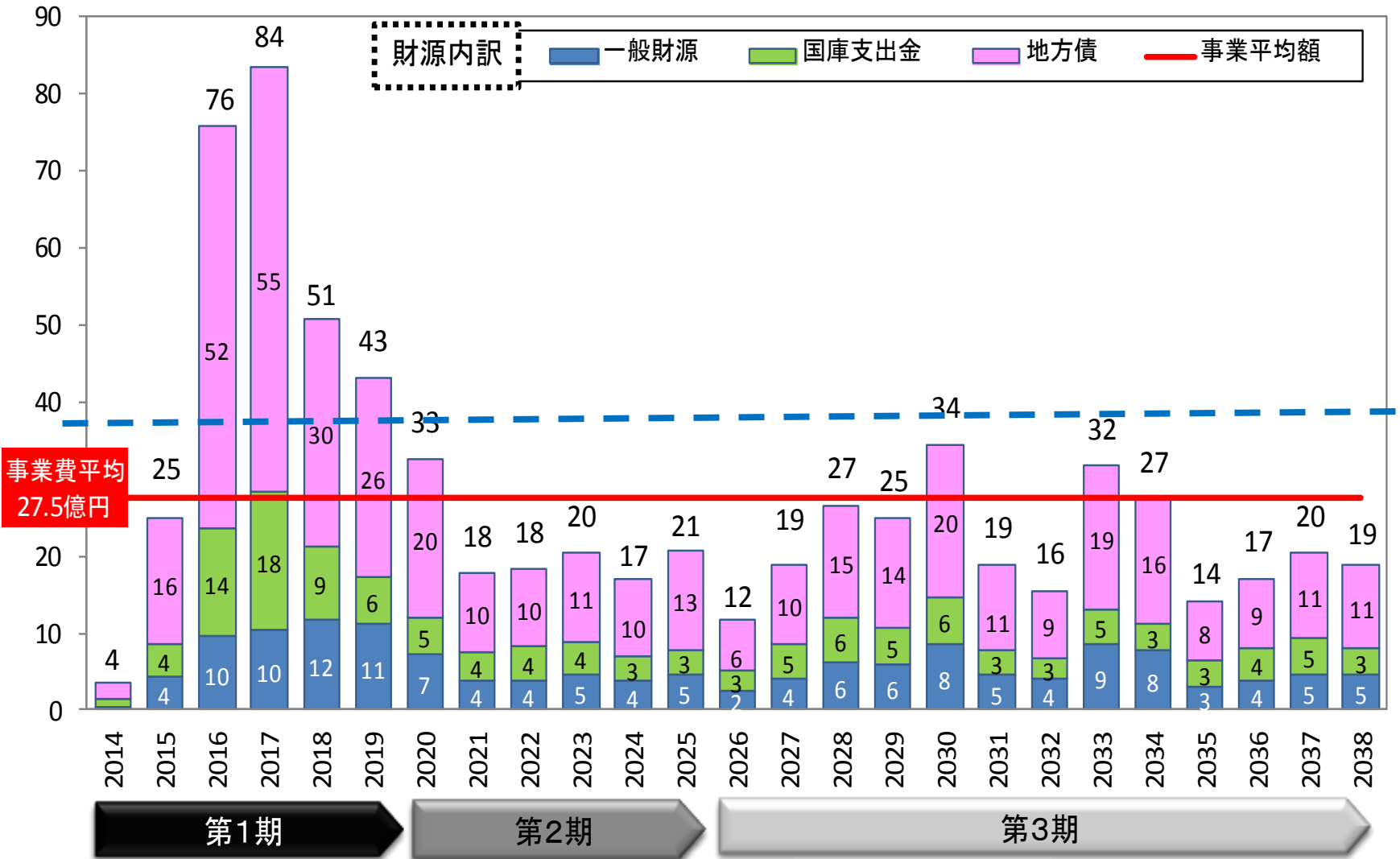
第3期:秋津小、香澄小の統合



※(新)施設の名称は仮称

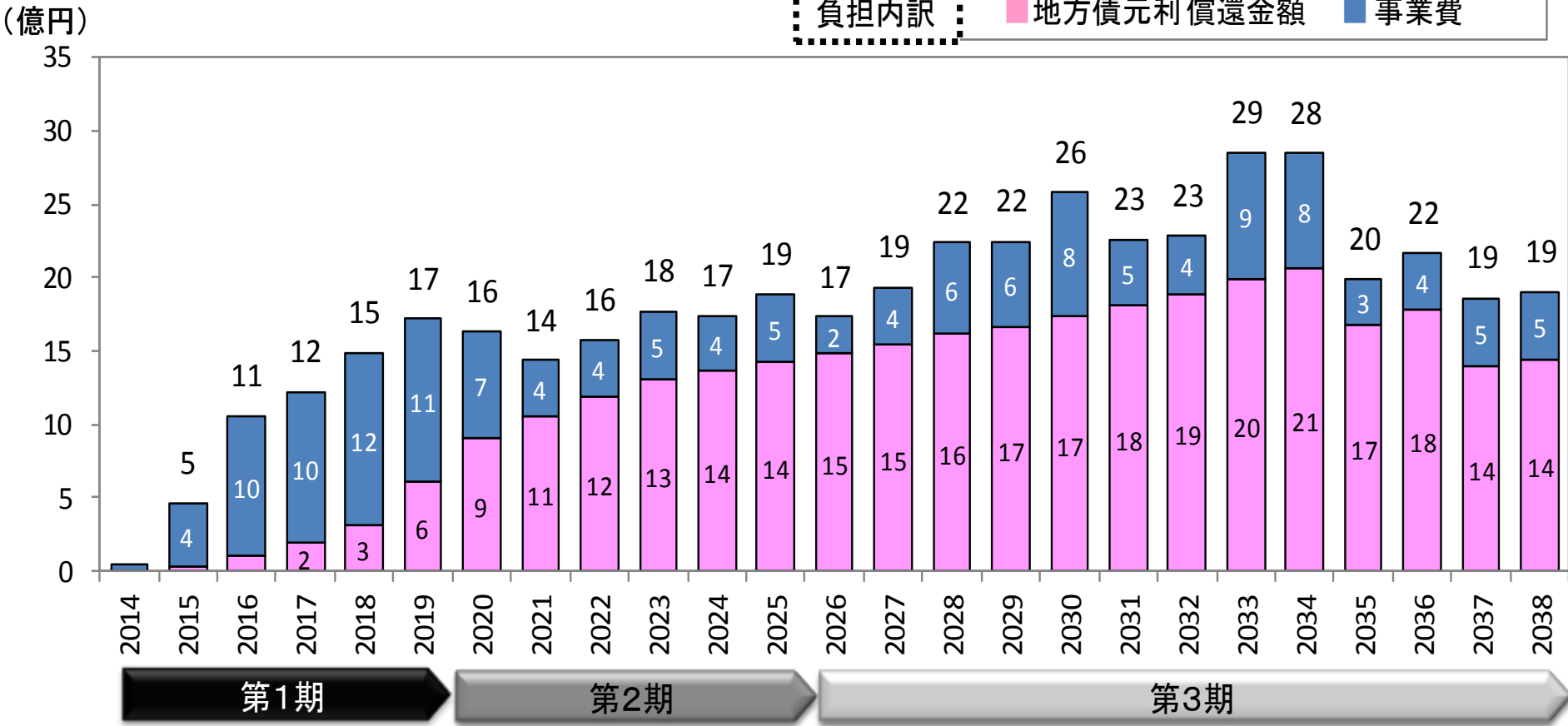
再生計画後の各年度事業費と財源内訳(ケース2)

(億円) ← 事業費総額688億円(現状比71%) →



再生計画後の各年度一般財源負担額(ケース2)

負担内訳 ■ 地方債元利償還金額 ■ 事業費



～ 負担を先送りせず、より良い資産を
次世代に引き継ぐために ～

世代を超えて伝える基本理念

公共施設再生基本条例

平成26年6月議会で可決されました。

習志野市公共施設再生基本条例の概要

- 本条例は、公共施設の建替え、統廃合、長寿命化及び老朽化対策改修の計画的な取組について、その基本理念及び基本的事項を定め、持続可能な行財政運営の下で、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供することにより、誰もが住みたくなくなるような魅力あるまちづくりを推進することを目的としています。
- 公共施設の再生は、次に掲げる事項を基本理念としています。

1. 文教住宅都市憲章の理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産の安全を第一義としつつ、教育及び文化の向上を図り、健康で文化的な生活を実現するよう実施すること。
2. 限られた資源の有効的な活用及び効率的かつ効果的な事業手法を導入し、次世代に過度の負担を課さず、世代間の公平性が確保されるよう取り組むこと。
3. 公共施設の再生の実施に当たっては、人口減少社会の到来、経済の成熟化等社会経済情勢の変化を踏まえつつ、市、市民、関係団体及び事業者が連携及び協働して取り組むこと。

- 本条例では、市、市民、関係団体及び事業者が、それぞれの責務を踏まえ、公共施設の再生に努めることとしています。

市

- ✦ 公共施設再生事業について総合的かつ計画的な取組に努めます。
- ✦ 公共施設の現状を把握し、人口動態、財政状況等客観的なデータに基づく中長期の予測の下で、効率的かつ効果的に公共施設再生事業に取り組みます。
- ✦ 公共施設再生事業に関する財源を確保することに努めます。
- ✦ 公共施設再生事業を推進するに当たっては、市民の理解と協力を求めるとともに、公共施設に関する情報をわかりやすく周知します。
- ✦ 公共施設再生事業を推進するに当たっては、関係団体及び事業者に対して、公共施設の再生に関する理解を深めることを通じて公共の福祉の増進に寄与し、効率的な再生事業に積極的に参画及び協力するよう求めます。

市民

- ✦ 次世代の負担を軽減するため、公共施設の再生並びに管理運営及び維持保全に必要な現在及び将来の財政負担に関する理解を深め、より良い資産を次世代に引き継ぐよう努めましょう。

関係団体及び事業者

- ✦ その活動において、市が推進する公共施設再生事業に積極的に参画し、協力するよう努めましょう。
- ✦ 公共施設の効率的かつ効果的な管理運営及び維持保全に関し、より有効な方法の追求及び技術の向上に努めましょう。

- 公共施設再生計画を効果的、効率的に進めていくために、以下のとおり、寿法の調査や、計画の策定及び見直しを進めます。

1. 公共施設の再生に関する情報の一元的な調査、収集及び整理を定期的の実施するとともに、その結果を公表します。
2. 公共施設の再生に関する政策を総合的かつ計画的に推進するため、調査結果等に基づき、公共施設の再生に関する計画を策定します。
3. 計画を策定したら、その事業効果を検証し、その検証結果及び人口動態、財政状況等市を取り巻く社会経済情勢の変化に応じて、計画を見直します。

- 公共施設の再生に関する施策を推進するため、公共施設再生推進審議会を設置します。
- 公共施設再生計画は、本条例に基づく計画です。